

特定行政庁が指定する区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条第1項第二号柱書中の括弧書の規定に基づき建築物の各部分の高さの限度について、特定行政庁の指定により下表に掲げる数値が適用される区域を次のとおり指定する。

区域	面積	指定による数値
麴町一丁目、麴町二丁目、麴町三丁目、麴町四丁目、 麴町五丁目及び麴町六丁目各地内	約 11.0ha	適用の除外

